

令和
5年分

所得税・市県民税の申告が始まります

3月15日(金)までに申告を済ませましょう

●受付期間および受付会場、手続き方法について

土・日・祝日を除く

※2月25日(日)に限り
日曜日も受け付けします。

2月16日(金)～3月15日(金)

【開場】午前8時【相談】午前8時30分～午後4時

保健センター
研修室(2階)

< 会場混雑緩和とスムーズな相談に配慮した申告手続きを行います >

1 入場整理券を配布します

配布：午前8時(開場時間)～なくなり次第終了

※1日当たりの配布数…140枚程度(予定)

相談会場への入場は整理券を配布した順となります。会場での混雑を避けるため、券面に記載の指定時間に入場ください(指定時間前に入場はできません)。

整理券の配布状況によっては後日の来場をお願いすることがあります。ご了承ください。

2 申告書は職員が個別に対応して作成します

ご自分で申告書を作成する記載所はありません。

3 相談を要しない提出のみの方は受付で申告書をお預かりします

ご自分で作成した申告書の内容確認を希望される方は、入場整理券を取ってお待ちいただけます。

●来場時の注意事項…体調がすぐれない方(咳・発熱等の症状のある方)は入場をご遠慮いただく場合があります。

電ヶ崎税務署で申告する場合は、入場整理券の事前取得ができます

電ヶ崎税務署では所得税の確定申告について、現地で当日分の入場整理券を配布するほか、国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券により、同署の確定申告会場に入場できます。

※詳しくは左ページをご覧ください

●申告に必要なもの

- 1 マイナンバーカード、またはマイナンバーを確認できる番号確認書類と身元確認書類のセット
- 2 (お持ちの方) 税務署から郵送された「令和5年分確定申告のお知らせはがき」・前年の確定申告書の控え
- 3 所得税が還付になる場合は振込口座(申告者名義)
- 4 黒ボールペン、電卓
- 5 必要書類(下表参照) ⚠️ 必要書類を持参されないと申告受付できません!

	区 分	必 要 書 類
収入	給与収入・年金収入のある方	令和5年分の源泉徴収票の原本(給与・年金)、または事業主の支払証明書など
	事業・農業・不動産収入のある方	収支内訳書 → 必ず事前に作成してください
各種控除	医療費控除を受ける方	医療費控除の明細書 → 必ず事前に作成してください(領収書の提出だけでは申告できません)。健保組合などからの医療費通知から明細書を作成した方は医療費通知を添付してください。
	社会保険料控除を受ける方	国民健康保険税・国民年金保険料・農業者年金保険料・介護保険料・任意継続保険料などの領収書または納付済額証明書
	生命保険料控除・地震保険料控除を受ける方	契約している保険会社等から発行された控除証明書
	寄附金税額控除を受ける方	都道府県・市区町村・共同募金会・日本赤十字社などの領収書
	障害者控除を受ける方	障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、市町村長等が発行する障害者に準ずるなどの認定書

確定申告用紙は、国税庁ホームページから入手できます。なお、1月19日(金)以降に市税務課でもお渡しできる予定です。

問 税務課
☎内線1056
～1059

竜ヶ崎税務署からの お知らせ

☎0297-66-1303

所得税・個人消費税・ 贈与税の確定申告会場

土・日・祝日を除く

**2月1日(木)～
3月15日(金)**

【相談受付】午前8時30分～午後4時

【相談開始】午前9時～

※2月25日(日)は開場します。

竜ヶ崎税務署 別館会議室(1階)

【入場整理券について】

会場への入場には整理券が必要です。下記
のいずれかの方法で取得してください。

①事前に国税庁LINE
公式アカウントから
整理券を取得する



▲国税庁
LINE公式
アカウント

②当日に会場配布され
る整理券を取得する

※配布時間など、詳しくは竜ヶ崎税務
署へお問い合わせください。

(受付終了する場合がありますので、LINE
での事前取得をおすすめします)

※申告会場では、スマホ申告を基本とし
た相談を行っています。

※マイナンバーカードを利用して申告す
る場合は、併せてパスワード(①数字4
桁及び②英数字6～16桁)が分かる
ようにしてお越しくください。

※必要書類が不足する場合には、申告が
できません。事前に国税庁ホームペー
ジなどで必要書類をご確認の上、お越
しくください。

詳しくはこちら

国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>
「確定申告特集」で検索



ぜひご利用
ください!

マイナンバーカードを使って自宅からe-Taxで確定申告ができます!

確定申告には、ご自身のスマホ・パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用する
e-Taxが便利です。確定申告期間中は、24時間いつでも、ご自宅からご利用できるため、確定申告会場に向
かずに確定申告ができます。さらに還付申告をe-Taxで申告した場合、書面での申告と比べて早く還付されます。



確定申告書等
作成コーナー▲

☎ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901 【受付】月～金曜日午前9時～午後5時(祝日および12月29日～1月3日を除く)



以下に該当する方は、市の会場では受付できません

竜ヶ崎税務署での申告をお願いします

- ◎ 過年分(令和4年分以前)の申告をする方
- ◎ 初めて住宅借入金等特別控除の申告をする方
- ◎ 雑損控除を受ける方
- ◎ 給与所得者の特定支出の控除の特例を受ける方
- ◎ 事業・農業・不動産所得などの申告で初めて収支内訳書を作成される方
- ◎ 土地・家屋・株式・ゴルフ会員権などの譲渡所得、青色申告、贈与税、消費税などを申告する方

☎ 竜ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303

※上記内容でも申告書を作成済(提出のみ)の方は、申告受付期間に限り申告書をお預りします。

所得税還付申告・市県民税申告受付について

【会場】市役所本庁舎第3会議室(4階) ※下記「対象の方」のみの対応となります。

期 日	開場時間	受付時間	対象の方
1月29日(月)	午前8時45分	午前9時～正午	◆収入が給与のみで年 末調整が終わって おり、医療費控除だ けの申告の方
	午後1時15分	午後1時30分～4時	
1月30日(火)	午前8時45分	午前9時～正午	◆収入が公的年金のみ で他に所得がない方 ◆市県民税の申告の方
	午後1時15分	午後1時30分～4時	

【当日整理券を配布します→午前8時45分～会場入口で配布】

※当日分のみ60枚程度、なくなり次第終了。※正午～午後1時15分は配布休止します。
※初日より2日目の方が比較的空いています。

当日必要なもの 右ページ「申告に必要なもの」1～5

奥野地区出張受付について

小坂町・福田町・正直町・島田町
久野町・桂町・井ノ岡町・奥原町
にお住まいの方

【会場】奥野生涯学習センター研修室 ※下記「対象の方」のみの対応となります。

期 日	開場時間	受付時間	対象の方
2月6日(火)	午前8時30分	午前9時～正午	◆市県民税の申告の方 ◆所得税の確定申告 の方
	午後1時30分	午後2時～4時	
2月7日(水)	午前8時30分	午前9時～正午	ただし、上記「市の申告 会場では受け付けでき ない方」に該当する方 を除きます
	午後1時30分	午後2時～4時	

【当日整理券を配布します→午前8時30分～正面玄関で配布】

※当日分のみ60枚程度、なくなり次第終了。※正午～午後1時30分は配布休止します。
※初日より2日目の方が比較的空いています。

当日必要なもの 右ページ「申告に必要なもの」1～5